府要約筆記者の登録等について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| これまでの経過 | 課題 | 対応案 |
| ・H25～26年度に、府・大阪市・堺市の合同で、登録試験を実施。  　→登録試験の点数が60％以上の者を合格として要約筆記者に認定。  30％以上60％未満の者を要約　筆記者「補」として取扱い。）  ・「補」を設定した理由は、「者」を　　　めざすモチベーションの向上等。  ・なお、「補」も現任研修（年４回の　　うち、いずれか１回）を受講することを条件として、その翌年度において派遣することを可能とした。  ・H27年度に全国統一試験に移行。　その際、３年間の更新年限を導入。  　また、「補」は新規に発生させないこととした。  ・府要約筆記者数は、124人。  「補」は、65人。 | ・今年度末にすべての「補」が更新年限を迎える。  ・H29年度に活動実績がある「補」は、１人（１回のみ派遣、現任研修は未受講）。  ・今年度、現任研修を受けた「補」は、９人。 | ・今年度は、これまでどおり登録調書の提出によって、「補」の更新を認める。  ・要約筆記者の障がい者計画上の目標値を見直し（H29年度末までに350人→H32年度末までに15人）を行ったことなどを踏まえ、「補」の扱いについては、H31年度をもって終了（「補」の更新年限は、原則として、H31年度限り）とする。    ・登録調書の提出要請と併せて、周知　する。  ・「補」及び既受講者も養成講座の受講を認める。 |